

📎 資産税～お役立ち～新聞 📎

📍 相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります 📍

第 19 号(2017 年 3 月)

📎 << - - 相続人の範囲 - - >> 📎

📍 [相続人の範囲]

相続人となれる者は、配偶者、子及びその代襲者（再代襲者を含む。代襲者・再代襲者については後述）、直系尊属、兄弟姉妹及びその子となっており、配偶者とは、市区町村役場への婚姻届出が受理され、正規の婚姻関係にある配偶者を指します。（民法第 739 条、第 887 条、889 条）

従って、いわゆる『内縁関係』にある場合には、その者は、相続人となる資格を持っておらず、原則として亡くなった者の財産を相続する事は出来ません。

📍 [子及びその代襲者]

被相続人の子及び代襲者は相続人となり、ここでいう子には、被相続人の養子（普通養子・特別養子）も含まれます。

但し、婚姻外で生まれた非嫡出子については、父に認知されない限りその父の相続人にはなれません。

📍 [直系尊属]

被相続人の父母や祖父母は、相続人となる資格を有し、直系尊属であれば、その関係が実父母であっても養父母であっても差異は生じません。

また、直系尊属の場合は、その親等数の近い者が優先されますので、祖父母よりも父母が優先的に相続人になれるという訳です。

📍 [兄弟姉妹]

被相続人の兄弟姉妹も相続人となる資格を有し、父母を同じくするもの（全血兄弟姉妹）と父母の一方のみを同じくするもの（半血兄弟姉妹）がありますが、その区別に関係無くいずれも相続人となります。但し、半血兄弟姉妹の法定相続分は、全血兄弟姉妹の法定相続分の

📍 [子の代襲相続]

相続人となれる者である被相続人の子には、その子の代襲者が含まれますが、この『代襲者』とは、一体何でしょうか？

本来であれば、相続人となる筈だった被相続人の子が、一定の理由により相続する事が出来ない場合には、その子に代わってその子の子（つまり被相続人の孫）が相続します。（民法第 887 条 2 項）

この被相続人の孫に相当する者を『代襲者』と言い、このような相続を『代襲相続』と呼びます。

📍 [子の代襲者の要件]

被相続人の子の代襲者となる為には、下記のそれぞれの要件を満たす必要があります。

- ①子が相続権を失っていること（相続開始前に死亡等）
- ②直系卑属であること
- ③被代襲者に対する相続権を失っていないこと
- ④相続開始時に生存していること。

📍 [再代襲相続]

被相続人の子の代襲者である孫が、既に死亡していたり、相続人の欠格事由や相続人の廃除により被相続人の子に対する代襲相続権を失っている場合にはどうなるのでしょうか？

この場合には、その孫の子（つまり、被相続人の曾孫）が孫に代わって代襲する事になります。（民法第 887 条 3 項）

これを『再代襲相続』といいます。

📍 [終わり] 📍